

海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 海岸法施行令の一部改正

一 主務大臣が直轄工事を行う場合に代行する権限の追加

主務大臣が直轄工事を行う場合に、海岸管理者に代わって行う権限として、樹林の指定、海岸保全区域内において沈没又は乗揚げた船舶の除却命令等、津波、高潮等による被害を防止する措置をとるため緊急の必要がある際の障害物の処分等及び現場にある者等を当該業務に従事させること並びにこれらに伴う損失補償並びに海岸協力団体の指定等の権限を追加するものとする。 (第一条の五関係)

二 災害時における緊急措置に係る損害補償の額等

法第二十三条第五項に規定する損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令中水防法第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例により行うものとする。 (第五条関係)

第二 電気通信事業法施行令、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令、福島復興再生特別措置法施行令及び大規模災害からの復興に関する

る法律施行令の一部改正

海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日その他

一 この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第二項関係）